

川西市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を市民に貸し出すことにより、家庭から発生する剪定枝の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、川西市に土地を保有又は管理する個人、または所在する自治会、管理組合等の団体で、市内に所有又は管理する敷地内の樹木の剪定等により発生する剪定枝等を自ら処理しようとする者とする。

(貸出期間)

第3条 粉碎機の貸出し期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した4日以内とする。ただし、返却日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下（休日等）という。）に当たるときは、これらの日の翌日を返却日とする。

(予約)

第4条 粉碎機の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けようとする日の属する月の3か月前の初日（この日が休日等に当たるときはこれらの日の翌日）から7日前までに、予約しなければならない。

(申込み)

第5条 利用者は、前条に規定する予約を行い、すみやかに剪定枝粉碎機利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出し)

第6条 粉碎機の貸出しは、前条の規定により申請のあった利用開始日時に、市が粉碎機を利用場所へ運搬し、引渡しを行うものとする。

(返却)

第7条 粉碎機の返却は、第5条の規定により申請のあった返却日時に、市が利用場所において粉碎機の引取りを行うものとする。

(利用報告書)

第8条 利用者は、返却する際に剪定枝粉碎機利用報告書（様式第2号）を記入し、市に提出しなければならない。

(利用料)

第9条 粉砕機の利用料は無料とする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕機により粉砕したものを土壌改良材等として有効利用し、市が実施するごみ収集に出さないこと。
- (2) 粉砕機を利用する際は、騒音及びごみの散乱等に十分配慮すること。
- (3) 粉砕機に異常がある場合は、市に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 粉砕機を第三者に転貸しないこと。
- (5) 粉砕機を営利目的に利用しないこと。
- (6) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(使用の中止)

第11条 前条に掲げる遵守事項を遵守しなかった場合については、当該粉砕機を貸出し中であっても貸出しを中止する。

(損害の賠償)

第12条 利用者の責めに帰すべき事由により自己若しくは第三者に損害を生じ、又は処理機の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損したときは、利用者の責任においてこれを処理するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。